

令和5年2月16日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
目白支店 目白駅前支店	東京都豊島区目白3-13-6	東京都豊島区南池袋2-28-10	令和5年3月6日
中津川支店	岐阜県中津川市太田町2-6-30	岐阜県多治見市音羽町2-213	令和5年3月13日
福生支店	東京都福生市本町142-1	東京都立川市曙町2-13-3	令和5年3月13日
伊勢支店	三重県伊勢市本町13-3	三重県津市東丸之内21-10	令和5年3月20日
昭島支店	東京都昭島市昭和町5-9-1	東京都立川市曙町2-13-3	令和5年3月20日

（2）変更の理由

店舗の移転のため